算式の符号

G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅰ

$G = 25.97 \times \{ (1 - k) / k \} \times (1 / 5) + 2.13$

$\{ (1 - k) / k \} \times (1 / 5)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅱ

$H = 15.41 \times \{ (n - m) / m \} \times (1 / 4) + 1.41$

$\{ (n - m) / m \} \times (1 / 4)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［略］

n　工業統計調査規則によつて公表された平成26年及び平成28年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成27年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅵ

$L = 53.33 \times \{ (v - u) / u \} \times (1 / 4) + \delta$

$\{ (v - u) / u \} \times (1 / 4)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

［略］

v　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成28年６月１日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては0.87とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつ

算式の符号

G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅰ

$G = 26.18 \times \{ (1 - k) / k \} \times (1 / 5) + 2.14$

$\{ (1 - k) / k \} \times (1 / 5)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅱ

$H = 13.23 \times \{ (n - m) / m \} \times (1 / 3) + 1.42$

$\{ (n - m) / m \} \times (1 / 3)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［同左］

n　工業統計調査規則によつて公表された平成25年及び平成26年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成27年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅵ

$L = 33.33 \times \{ (v - u) / u \} \times (1 / 2) + \delta$

$\{ (v - u) / u \} \times (1 / 2)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

［同左］

v　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成26年７月１日現在における民営従業者数

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては0.56とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつ